

日本風力開発株式会社「(仮称) えりも岬風力発電所環境影響評価方法書」に対する
勧告について

令和2年5月13日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) えりも岬風力発電所環境影響評価方法書について、日本風力開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：北海道幌泉郡えりも町
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大150,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成31年 3月 5日
環境大臣意見受理	平成31年 4月26日
経済産業大臣意見発出	令和 元年 5月13日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 元年10月17日
住民意見の概要等受理	令和 元年12月17日
北海道知事意見受理	令和 2年 3月13日
経済産業大臣勧告発出	令和 2年 5月13日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742 (直通)

日本風力開発株式会社「(仮称) えりも岬風力発電所環境影響評価方法書」に対する
勧告内容

1. 対象事業実施区域は、他事業者の風力発電事業と区域が重複していることから、累積的影響や並行的に行われる現地調査に伴う人為的な攪乱による動植物への影響が懸念される。このため、対象事業実施区域の設定や調査手法等に関して事業者間で十分な協議、調整を行い、本事業との累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。
2. 建設機械の稼働による窒素酸化物及び粉じん等に係る調査地点については、北側の対象事業実施区域にのみ設定されており、南側の対象事業実施区域の近傍における影響を適切に予測及び評価できないおそれがある。このため、調査地点の設定に当たっては、適切な位置及び数の調査地点を設定すること。
3. 対象事業実施区域及びその周辺は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」において、シマフクロウやオジロワシなどの分布情報により、特に重点的な調査が必要とされる注意喚起レベルA3 及びB に該当するほか、専門家等によりクマタカやタンチョウなどの希少な鳥類の生息やハクチョウ類の渡りのルートとなっている可能性が指摘されている。このため、これら希少な鳥類の生息やバードストライク、移動経路の阻害等への影響について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すること。
4. 対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度の高い植生が存在していることから、現地調査により存在する区域を明らかにするとともに、土地改変や樹木の伐採を予定する場所及びその周辺の鳥類や哺乳類などが、営巣やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地を把握したうえで、本事業の実施に伴う影響を予測、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討し、評価すること。

(北海道知事からの意見書の写しを添付)